

第 4 4 7 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 6 . 1 2 . 5 提 案 分

区 分		議 案 名									
	議案No										
議 案 (16件)	予 算 案 (9件)	<p>1 5 8 平成 2 6 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)</p> <p>1 5 9 平成 2 6 年度 島 根 県 中 小 企 業 近 代 化 資 金 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 3 特 別 会 計 補 正 予 算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 5 9 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td style="width: 50%;">1 6 0 臨 港 地 域 整 備</td> </tr> <tr> <td>1 6 1 流 域 下 水 道</td> <td>1 6 2 県 営 住 宅</td> </tr> </table> <p>1 6 3 平成 2 6 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 3 事 業 会 計 補 正 予 算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 6 3 病 院</td> <td style="width: 25%;">1 6 4 電 気</td> <td style="width: 25%;">1 6 5 工 業 用 水 道</td> <td style="width: 25%;">1 6 6 水 道</td> </tr> </table>	1 5 9 中 小 企 業 近 代 化 資 金	1 6 0 臨 港 地 域 整 備	1 6 1 流 域 下 水 道	1 6 2 県 営 住 宅	1 6 3 病 院	1 6 4 電 気	1 6 5 工 業 用 水 道	1 6 6 水 道	
	1 5 9 中 小 企 業 近 代 化 資 金	1 6 0 臨 港 地 域 整 備									
	1 6 1 流 域 下 水 道	1 6 2 県 営 住 宅									
1 6 3 病 院	1 6 4 電 気	1 6 5 工 業 用 水 道	1 6 6 水 道								
条 例 案 (7件)	1 6 7	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 人事委員会の勧告を受けて、職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②勤勉手当の上上げ (+0.10月分) ③初任給調整手当の支給月額の限度額の上上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">支 給 対 象 者</th> <th style="width: 20%;">改 正 前</th> <th style="width: 20%;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの</td> <td style="text-align: center;">410,900円</td> <td style="text-align: center;">412,200円</td> </tr> <tr> <td>医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">50,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表の改正 ・ 地域手当の級地区分及び支給割合の改正 ・ 単身赴任手当の基礎額及び加算額の改正 ・ 管理職員特別勤務手当の改正 ・ 再任用職員に単身赴任手当を支給すること ・ 55歳を超える職員（行政職6級相当以上）の給与等の1.5%減額支給措置の廃止 ・ 給料表の切替えに伴う経過措置 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 施行日：①③公布の日 (平成26年4月1日から適用) ②公布の日 (平成26年12月1日から適用) ④平成27年4月1日 </p>	支 給 対 象 者	改 正 前	改 正 後	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	410,900円	412,200円	医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,000円	50,300円
	支 給 対 象 者	改 正 前	改 正 後								
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	410,900円	412,200円									
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,000円	50,300円									

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	168	<p>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教育職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②勤勉手当の上上げ（+0.10月分） ③給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改正 ・単身赴任手当の基礎額及び加算額の改正 ・管理職員特別勤務手当の改正 ・再任用教育職員に単身赴任手当を支給すること ・55歳を超える特定教育職員の給与等の1.5%減額支給措置の廃止 ・給料表の切替えに伴う経過措置 <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 （平成26年4月1日から適用） ②公布の日 （平成26年12月1日から適用） ③平成27年4月1日</p>	
	169	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教職員に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正</p> <p>①給料月額の上上げ ②勤勉手当の上上げ（+0.10月分） ③給与制度の総合的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の改正 ・単身赴任手当の基礎額及び加算額の改正 ・管理職員特別勤務手当の改正 ・再任用教職員に単身赴任手当を支給すること ・55歳を超える特定教育職員の給与等の1.5%減額支給措置の廃止 ・給料表の切替えに伴う経過措置 <p style="text-align: right;">施行日：①公布の日 （平成26年4月1日から適用） ②公布の日 （平成26年12月1日から適用） ③平成27年4月1日</p>	
	170	<p>特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>一般職の勤勉手当の改正に準じて、期末手当を上上げ（+0.10月分）</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日 （平成26年12月1日から適用）</p>	

区 分		議案No	議 案 名																												
条例案 つづき	171	<p>県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を受けて、教員特殊業務手当の額を改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">部活動指導業務 (週休日等)</td> <td>4時間以上</td> <td>2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対外運動競技等引率指導業務</td> <td>3,400円</td> <td>4,250円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">修学旅行等引率指導業務</td> <td>3,400円</td> <td>4,250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常災害時等の 緊急業務</td> <td>非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務</td> <td>6,400円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の救急業務</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒の緊急の補導業務</td> <td>6,000円</td> <td>7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	区分		改正前	改正後	部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	2,400円	3,000円	2時間以上4時間未満	1,200円	1,500円	対外運動競技等引率指導業務		3,400円	4,250円	修学旅行等引率指導業務		3,400円	4,250円	非常災害時等の 緊急業務	非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務	6,400円	8,000円	児童・生徒の救急業務	6,000円	7,500円	児童・生徒の緊急の補導業務	6,000円	7,500円
	区分		改正前	改正後																											
	部活動指導業務 (週休日等)	4時間以上	2,400円	3,000円																											
2時間以上4時間未満		1,200円	1,500円																												
対外運動競技等引率指導業務		3,400円	4,250円																												
修学旅行等引率指導業務		3,400円	4,250円																												
非常災害時等の 緊急業務	非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧業務	6,400円	8,000円																												
	児童・生徒の救急業務	6,000円	7,500円																												
	児童・生徒の緊急の補導業務	6,000円	7,500円																												
172	<p>島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を踏まえ、病院局職員に対して支給する諸手当について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員特別勤務手当の改正 ・再任用職員に単身赴任手当を支給すること <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>																														
173	<p>島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事委員会の勧告を踏まえ、企業局職員に対して支給する諸手当について所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員特別勤務手当の改正 ・再任用職員に単身赴任手当を支給すること <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>																														